

令和2年12月10日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:上田、筒井 災害対策課 担当:池岡、河野
電話番号	073-441-2262(直通)

## 県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

12月9日、紀の川市の養鶏農場において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所で遺伝子検査を行った結果、12月10日に疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始します。

なお、本県での発生は、平成23年の発生以来、2例目となります。

### 記

#### 1 農場の概要

所在地：紀の川市

飼養状況：採卵鶏 約6.7万羽

#### 2 経緯

##### 12月9日(水)

12時00分 農場から県家畜保健衛生所に死亡鶏増加の連絡

15時00分 県家畜保健衛生所で簡易検査を実施した結果、陽性を確認

##### 12月10日(木)

4時00分 県家畜保健衛生所でPCR検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子を確認

5時30分 県のPCR検査結果をふまえ、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

#### 3 今後の予定

##### 12月10日(木)

8時00分～ 和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第1回本部会議

9時00分～ 殺処分開始

#### 4 県の対応

(1) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び殺処分後の家きん及び汚染物品の焼却処分

(2) 自衛隊への派遣要請

### (3) 制限区域の設定

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始

移動制限区域	発生農場から半径3km 以内の区域	卵や家きん等の移動を禁止
搬出制限区域	発生農場から3～10km 以内の区域	卵や家きん等の区域外への搬出を禁止

	肉用鶏		採卵鶏		計	
移動制限区域	1戸	440羽	—	—	1戸	440羽
搬出制限区域	3戸	17,000羽	3戸	5,096羽	6戸	22,096羽
計	4戸	17,440羽	3戸	5,096羽	7戸	22,536羽

### (4) 消毒ポイントの設定

- ① 県農業試験場 紀の川市貴志川町高尾 160
- ② 紀の川市役所桃山支所 紀の川市桃山町元 376
- ③ 紀の川市役所那賀支所 紀の川市名手市場 144-1
- ④ 県海草振興局海草建設部 和歌山市森小手穂 227
- ⑤ 県海南工事事務所 海南市南赤坂 19

運営時間：令和2年12月10日(木)から準備整い次第、設置

①、④は24時間運営

②、③、⑤は午前9時から午後5時まで運営

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両

畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等

- ・消毒対象車両は、搬出制限区域の出入りの際、必ず消毒ポイントで消毒を受けてください。
- ・養鶏農場では、消毒対象車両の到着時、車両消毒証明書を確認し、確実に消毒された車両のみ受け入れてください。
- ・消毒対象車両を保有する事業者は、養鶏農場・関連事業所の出入り時、車両並びに靴底の消毒を徹底してください。

#### ◎報道機関の皆様へ

- ・家きん飼養農場への立入取材は、防疫上の観点から、お控えくださいますようお願いいたします。
- ・今後も、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。